

# 主たる兼業業務と銀行代理業との関係

(別紙5)

銀行代理業者の銀行代理業務の内容														
預 金		為替取引		資金の貸付け・手形の割引										
				消 費 向 け					事 業 向 け					
代 理	媒 介	代 理	媒 介	代 理		媒 介			代 理		媒 介			
				預金等 担保貸付	左記以外の貸付	預金等 担保貸付	規格化された 貸付商品で、 かつ、貸付資 金で購入する 物件等を担保 として行う貸付	左記以外の 貸付	預金等 担保貸付	左記以外の貸付	預金等 担保貸付	規格化され た貸付商品	左記以外の 貸付	
銀行代理業 専業業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
銀行代理業者の 主たる兼業業務の内容														
保険会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一般事業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○ (与信審査は×) ただし、上限1,000万円	×
貸付等を主たる 業務とする者 ・貸金業者 ・クレジット業者 ・保証業者	○	○	○	○	○	×	○	○ (与信審査は×)	×	○	×	○	×	×

**定義等** \* 貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付…該当例：住宅ローン・自動車ローンなど。  
\* 規格化された貸付商品…資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品。

- 考え方** ①銀行代理業専業業者、保険会社については制限なし。  
②預金、為替取引については制限なし。  
③預金担保等貸付については制限なし。  
④一般事業者が行う消費向け貸付については制限なし。ただし、必要に応じ所属銀行が与信審査を実施する必要あり。  
⑤兼業業者（保険会社及び人口減少地域などにおいて所属銀行の営業所の縮小・廃止に伴い委託を受けた事業者を除く）が事業向け貸付の代理又は媒介を行うことは原則不可。（預金等担保貸付のほか）一般事業者が行う規格化された貸付商品(上限1,000万円)の媒介(与信審査を除く)のみ可。  
⑥貸付等を主たる業務とする者が貸付の代理又は媒介を行うことは原則不可。（預金担保貸付のほか）規格化された貸付商品で、かつ貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付の媒介(与信審査を除く)のみ可。